

【協議事項】**(仮)糸魚川市地域公共交通協議会への移行について**

糸魚川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を（仮）糸魚川市地域公共交通協議会（以下「法定協議会」という。）に移行します。これに伴い、糸魚川市地域公共交通会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）の改正を行います。

1 改正理由**① 地域公共交通網形成計画の策定**

まちづくり、観光振興、医療、福祉、教育等の多様な観点から、当市における地域公共交通の在り方を検討し、地域全体を見渡した総合的かつ将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークを形成することを目的に、平成28年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）を策定します。

② 補助金の活用

網形成計画の作成及び計画に基づく各種事業の実施について、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用したいことから、当該補助金交付要綱に対応し、計画作成及び事業実施団体となる「法定協議会」が必要になります。

2 法定協議会について**① 「法定協議会」としての位置づけ**

既存の「交通会議」に予算の重点配分等の活性化再生法の仕組みを利用することで、同会議における検討・取組が一層促進されると期待される場合等には、地域の選択により「交通会議」に「法定協議会」の機能を追加することができます。

② 交通会議の名称変更

「法定協議会」になったことをわかりやすく内外に示すため、組織の名称を変更します。

（例）糸魚川市地域公共交通協議会

③ 委員等の拡充

委員は、地域公共交通会議委員がそのまま移行し、任期も現在の平成 28 年 6 月 30 日までとします。7 月 1 日以降の任期については、改めて委嘱を行います。

また、委員等の拡充は、多様な観点から施策の協議等を行うため、地方公共団体の判断により柔軟に追加できます。そのため、拡充は、随時必要に応じて実施でき、また委員以外にオブザーバーやアドバイザー等をおくこともできます。

④ 各種規程の制定

「法定協議会」が、補助金の活用、受領、出納などの事務を執行するため、新たに財務規程、事務局規程、公印規程、分科会規程等が必要になることから、「法定協議会」への移行日に併せて制定します。

⑤ 改正及び制定日（予定）

平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用したいこと、また、この交付申請書提出期限が 4 月初旬と見込まれることから、3 月中とします。

3 書面議決について

具体的な改正案等は、設置要綱第 5 条第 7 項に基づき、書面をもって 3 月中に賛否を求め、その回答をもって表決（書面議決）とします。